

○議長（吉田敏郎）

日程第2 議案第54号 開成町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を制定することについて、を議題といたします。

提案理由を町長に求めます。

町長。

○町長（府川裕一）

提案理由、人事院勧告及び神奈川県人事委員会の給与等に関する勧告に鑑み、職員の期末手当の額を改定したいので、開成町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定を提案いたします。よろしくお願ひいたします。

○議長（吉田敏郎）

細部説明を担当部長に求めます。

企画総務部長。

○企画総務部長（秋谷勉）

それでは、議案第54号の表紙を御覧ください。朗読いたします。

議案第54号 開成町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を制定することについて。

開成町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を制定する。

よって、地方自治法第96条第1項の規定により議会の議決を求める。

令和2年11月30日提出、開成町長、府川裕一。

まず、今般の条例改正の概要について御説明申し上げます。恐れ入りますが、議案の最後に添付しております資料、給与改定の概要を御覧ください。

まず、1令和2年人事院勧告の概要等を御覧ください。人事院は国会及び内閣に対して、10月7日に特別給についての勧告・報告を、同月28日に月例給についての報告を実施しました。

本年の給与勧告の内容でございますが、月例給については民間給与との較差が極めて小さいことから改定を行わないこと、特別給については民間の支給割合との均衡を図るため、支給月数を0.05月分引下げ、年間で4.45月分とすることとなり、神奈川県人事委員会も民間給与の調査結果を踏まえ、人事院勧告と同様の勧告を10月28日に県議会及び県知事に対して実施しております。

続いて2国家公務員の給与改定を御覧ください。

政府は人事院勧告どおり、国家公務員の給与改定を行うことを閣議決定し、関係法案を11月6日に国会に提出し、先日11月27日に可決・成立いたしました。

改正法の概要でございます。特別給、いわゆるボーナスについて令和2年度においては12月期の期末手当の支給月数を現行の1.30月から0.05月分引下げ1.25月とし、令和3年度においては引下げ分を6月期、12月期に均等に配分するため、6月期、12月期ともに1.275月とすることとしております。

この給与法改正の実施時期は12月期の期末・勤勉手当の基準日であります12月

1日より前に施行する必要があることから、法律の公布の日とされており、本日11月30日に公布されております。

3当町の対応を御覧ください。当町におきましては、国家公務員の給与水準を踏まえて給与水準を確保することを基本に、これまでも人事院勧告と同様の給与改定を行ってきております。本年の給与勧告においても、均衡の原則、情勢適応の原則から人事院勧告どおりの期末手当の支給月数を0.05月分引き下げる給与改定を行うため、関係条例の一部改正案を提案するものでございます。

給与改定の実施時期につきましては、条例の公布の日としております。なお、今回の給与改定の影響額は約200万円、期末手当の支給対象職員1人当たりでは1万7,000円程度の減額となります。

それでは条例案1ページにお戻りください。

開成町条例第 号

開成町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例。

第1条は開成町職員の給与に関する条例の一部改正。こちらは今年度分の改正でございます。

第1条 開成町職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後に掲げる規定に下線で示すように改正する。

期末手当の支給月数を定めております条例第16条第2項及び第3項中、100分の130となっているものを100分の125に改めるものでございます。

第2条は開成町職員の給与に関する条例の一部改正。こちらは次年度以降分の改正でございます。

第2条 開成町職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

令和3年度以降の期末手当の支給月数を6月、12月に均等に配分するため、第16条第2項と次ページの第3項について、本改正条例の第1条の改正によって100分の125としたものを、改めて100分の127.5に改正するものでございます。

附則でございます。この条例の規定のうち、第1条は公布の日から、第2条は令和3年4月1日から施行する旨を定めるものでございます。

説明は以上でございます。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（吉田敏郎）

説明が終わりましたので、質疑に入ります。質疑をどうぞ。ございませんか。

（「なし」という者多数）

○議長（吉田敏郎）

ないようですので、続いて討論を行います。討論のある方いらっしゃいますか。

（「なし」という者多数）

○議長（吉田敏郎）

討論がないようですので、採決を行います。

議案第54号 開成町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を制定することについて、原案に賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを押してください。ボタンの押し忘れはございませんですね。

(賛 成 全 員)

○議長（吉田敏郎）

それでは、採決を締め切ります。

採決の結果、賛成全員によって、可決しました。